

第5期置戸町障がい福祉計画 第1期置戸町障がい児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

置戸町

目 次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
(1) 根拠法令	1
(2) 他計画との関係	2
3 計画の期間	2
第2章 置戸町の人口と障がい者の状況	
1 人口の推移	3
2 障がい者の状況	3
(1) 手帳所持者数	3
(2) 身体障がいのある人の状況	4
(3) 知的障がいのある人の状況	5
(4) 精神障がいのある人の状況	5
第3章 計画の基本理念と基本目標	
1 計画の基本理念	6
(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援	6
(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施	6
(3) 地域生活移行や就労支援等に対応したサービスの提供	6
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	6
(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援	6
2 目標値の設定	7
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	7
(2) 精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築	7
(3) 福祉施設から一般就労への移行	7
(4) 障がい児支援の提供体制の整備	8
(5) 地域生活支援拠点等の整備	8
第4章 計画の内容	
1 障がい福祉サービスの見込量と今後の方策	9
(1) 訪問系サービス	9
(2) 日中活動系サービス	11
(3) 居住系サービス	13
(4) 相談支援	14
2 地域生活支援事業の見込量と今後の方策	15
(1) 地域生活支援事業の概要	15
(2) 事業の内容	15
(3) 実績と見込量	16
(4) 見込量確保のための方策	17
3 障がい児支援サービス	19
(1) 基本的な考え方	19
(2) 実績と見込量	20
(3) 見込量確保のための方策	20
(4) 発達障がい児支援の具体的な取り組みの方向性	21
第5章 計画の推進に向けて	
1 計画の推進体制	25
2 人材の確保・資質の向上	25
(1) 専門職員の確保	25
(2) 職員等の資質の向上	25
3 計画の点検・評価	25

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成18年4月に、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現をめざし、「障害者自立支援法」が施行されました。その目的を達成するにあたって、市町村は、国の基本指針に則して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（障がい福祉計画）の策定が義務付けられました。

本町では、平成18年度から平成20年度までの第1期、平成21年度から平成23年度までを第2期、平成24年度から平成26年度までを第3期、平成27年度から平成29年度までを第4期として障がい福祉計画を策定し、障がい者の地域生活を支援するためのサービス提供体制の充実等について、計画的に実施してきました。

この間、平成23年8月に障害者基本法が改正され、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、また、平成25年4月には、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行されました。

平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障がい者自らが望む地域での生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実と、障がい児サービス等の提供を円滑に実施するために、障がい児福祉計画を策定するものと定められました。

「第5期障がい福祉計画」・「第1期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念並びに趣旨、これに基づく国が定める基本指針に則して、障がい者及び障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むのに必要な障がい福祉サービス等を計画的に充実するための計画として、その内容について関係性が高いことから、これを一体的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

（1）根拠法令

第5期置戸町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定に基づき策定される計画です。

また、第1期置戸町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき策定される計画です。

(2) 他計画との関係

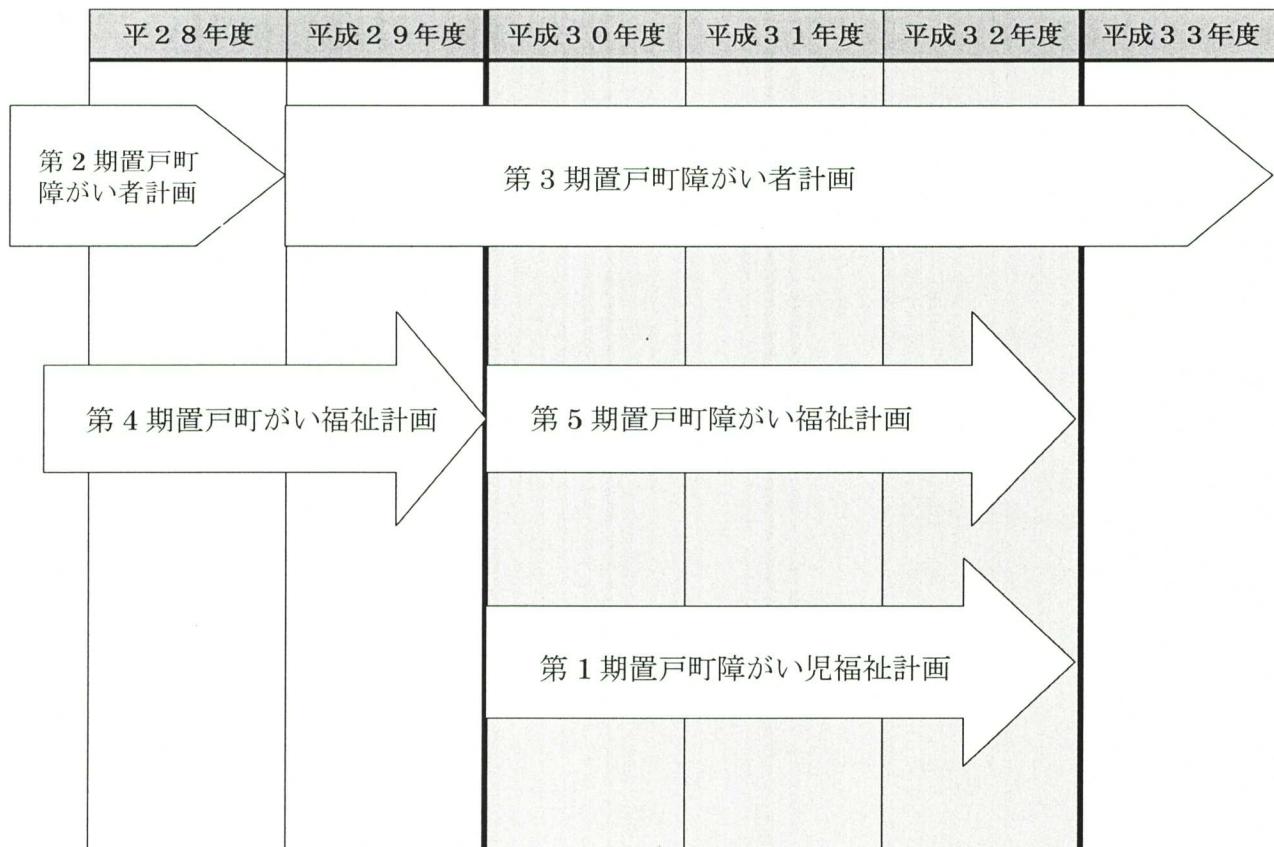
町では、障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な計画（障がい者計画）として、平成29年3月に第3期置戸町障がい者計画（計画期間：平成29年度～平成33年度）を策定しており、本計画は、第3期置戸町障がい者計画の障がい福祉サービスに関する実施計画になるものです。

また、本計画は、置戸町総合計画を上位計画とし、子ども・子育て支援法による子ども・子育て事業計画などその他の法律に基づく計画との整合性を確保して策定します。

3 計画の期間

本計画は、平成30年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする3か年計画とします。

なお、この計画の内容について、定期的に点検及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画期間中において見直しを行うものとします。



第2章 置戸町の人口と障がい者の状況

1 人口の推移

置戸町の人口は、平成23年度末に3,317人から5年間で313人減り、平成28年度末には3,004人となっています。また、平成23年度末に38.7%だった65歳以上の割合は、3.7ポイント増え42.7%になっています。

■人口及び世帯数の推移

(単位：人、%)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1~14歳	326	305	284	282	290	290
15~64歳	1,706	1,649	1,579	1,521	1,472	1,493
65歳以上	1,285	1,293	1,287	1,290	1,283	1,275
割合	38.7%	39.8%	40.9%	41.7%	42.1%	42.4%
合計	3,317	3,247	3,150	3,093	3,045	3,004

※住民基本台帳／各年度3月31日現在

2 障がい者の状況

(1) 手帳所持者数

平成28年度末の障害者手帳の所持者数は241人で、その内訳は身体障がい者197人(81.8%)、知的障がい者29人(12.0%)、精神障がい者15人(6.2%)となっています。人口に対する手帳所持者比率は、8.6%となっています。

■障害者手帳所持者数の推移

(単位：人、%)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障がい者	217	227	231	189	197
18歳未満	1	1	1	1	1
18歳以上	216	226	230	188	196
人口に占める割合	6.7%	7.2%	7.5%	6.2%	6.6%
知的障がい者	57	58	59	42	29
18歳未満				11	17
18歳以上				31	12
人口に占める割合	1.8%	1.8%	1.9%	1.4%	1.0%

精神障がい者	16	16	16	14	15
18歳未満	—	—	—	—	—
18歳以上	16	16	16	14	15
人口に占める割合	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
合 計	290	301	306	245	241
18歳未満				12	18
18歳以上				233	223
人口に占める割合	8.9%	9.6%	9.9%	8.0%	8.0%

※資料：行政報告令、事務報告／各年度3月31日現在。

※知的障がい者は療育手帳、精神障がい者は精神障害者保健福祉手帳。

(2) 身体障がいのある人の状況

平成28年度末の障がい種別の構成比は、視覚障がい4.6%、聴覚・平衡機能障がい8.1%、音声・言語機能等障がい1.0%、肢体不自由59.9%、内臓機能障がい26.4%となっています。

■身体障害者手帳区分別所持者数 (単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障がい	13	13	12	10	9
18歳未満				—	—
聴覚・平衡機能障がい	12	14	14	13	16
18歳未満				—	—
音声・言語機能等障がい	5	5	5	2	2
18歳未満				—	—
肢体不自由	141	142	143	113	118
18歳未満				1	1
内臓機能障がい	46	53	57	51	52
18歳未満				—	—
合 計	217	227	231	189	197
18歳未満				1	1

※各年度3月31日現在。

(3) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は、平成24年度末57人から28人減り、平成28年度末には29人となっています。

■療育手帳区分別所持者数

(単位：人)

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計	児	者	計	児	者	計
A判定	3	26	29	3	26	29	3	25	28	3	14	17	3	6	9
B判定	5	23	28	5	24	29	5	26	31	8	17	25	9	11	20
合 計	8	49	57	8	50	58	8	51	59	11	31	42	12	17	29

※各年度3月31日現在。

(4) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成24年度末16人から、平成28年度末には15人となっており、過去5年間ほぼ同数で推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳区分別所持者数

(単位：人)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	3	3	3	2	2
2級	11	10	9	8	9
3級	2	3	4	4	4
合 計	16	16	16	14	15

※各年度3月31日現在。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

地域社会における共生の実現に向けて、障がい者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえ、国 の基本指針に基づき本計画を策定し、推進します。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図れるよう、障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の支援が受けられる施策を推進します。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

身体・知的・精神障がい者、難病患者等及び障がい児を障がい福祉サービスの対象範囲とし、障がい種別によらない障がい福祉サービスの一元的な提供を行うとともに、格差のないサービスの提供を目指します。

(3) 地域生活移行や就労支援等に対応したサービスの提供

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの新たな課題に対応したサービスの提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

障がい者等が地域で多様な人々とのつながりをつくり、地域のネットワークで支えながら、障がいのある人の権利の大切さを認識し、お互いに尊重しあいながら共生する社会の形成を目指します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

地域における発達障がい児の課題について情報を共有し、関係者等が連携の緊密化を図るとともに、障がいのある児童及びその家族が可能な限り身近な場所において必要な支援が受けられるよう提供体制の整備を進めます。

2 目標値の設定

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった障がい福祉サービスや障がい児支援体制の確保を進めるため、国の基本指針を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	国の基本指針
施設入所者数	12人	平成28年度末の施設入所者数
【目標値】 目標年度の地域生活移行者数	0人	平成28年度末の入所者数の9%以上を地域生活へ移行させることを基本に目標値を設定
【目標値】 平成32年度末の福祉施設の入所者数	12人	平成28年度末の施設入所者のうち2%以上の削減を基本に目標値を設定

(2) 精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値	国の基本指針
【目標値】 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	有	平成32年度末までに協議の場を設けることを基本とする。(設置困難な場合には、複数市町村の共同設置であっても差し支えない。)

(3) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	国の基本指針
平成28年度の一般就労移行者数	0人	平成28年度の1年間に福祉施設利用者のうち就労移行支援事業などを通じて一般就労した者の数
【目標値】 平成32年度の一般就労移行者数	1人	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。
平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数	1人	
【目標値】 平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数	2人	平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とする。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備

項目	数値	国の基本指針
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1か所	平成32年度末までに1箇所以上設置することを基本とする。(設置困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。)
【目標値】児童発達支援事業所の設置	1か所	"
【目標値】 放課後等デイサービス事業所の設置	1か所	"
【目標値】 関係機関における医療的ケア児支援のための協議開催の場の設置	有	平成30年度末までに協議の場を設けることを基本とする。(設置困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。)

(5) 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	国の基本指針
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	1か所	北海道が定める障がい福祉圏域内の市町と協議のうえ整備

第4章 計画の内容

1 障がい福祉サービスの見込量と今後の方策

国の基本指針に基づき、平成30年度から平成32年度までの障がい福祉サービスの見込量と確保策を設定します。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。

■サービスの内容

サービス名	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事・調理・洗濯・掃除などの援助を行います。障害支援区分1（要支援程度）以上の方が利用の対象となります。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、自宅で入浴・排せつ・食事・調理・洗濯・掃除など生活全般にわたる援助や外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	外出時において、障がいのある方に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、（代読、代筆含む）移動の援護等を行うサービスを提供します。視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方が対象となります。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要する方に対して、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動の支援等を提供します。障害支援区分3（要介護2程度）以上の人人が対象となります。
重度障がい者等包 括支援	常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い障がい者に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、最重度の障がい者も安心して地域で生活が続けられるよう支援します。障害支援区分6（要介護5程度）該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有しており、四肢すべてに麻痺があり寝たきりの状態の方のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人あるいは最重度の知的障がいのある人が対象となります。

■実績と見込量

サービス名	第4期計画			第5期計画		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
重度訪問介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
同行援護	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
行動援護	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
重度障がい者等包括支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※平成27、28年度は実績、平成29年度は利用実績による見込量。

■見込量の考え方

訪問系サービスは、第1期から第4期計画期間における実利用者はありませんが、第5期計画期間中においては、居宅介護については支給認定を受けている方の利用を勘案した見込みとなります。

■見込量確保の方策

利用者のニーズに合ったサービスを提供するため、福祉施設や事業所等と連携を図り、訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、通所施設で日中の活動を支援するサービスです。

■サービスの内容

サービス名	内 容
生活介護	障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会を提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。このサービスは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的とし、通所により様々なサービスを提供し、障がい者の社会参加と福祉の増進を支援します。障害支援区分3（施設入所は4）以上、または年齢が50歳以上で、障害支援区分2（施設入所区分は3）以上の場合に対象となります。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者又は難病患者などに対して、障がい福祉サービス障がい福祉サービス事業所または居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活などに関する相談及び助言などの支援を行います。このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がい者の地域生活への移行を支援します。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者又は精神障がい者に対して、障がい福祉サービス障がい福祉サービス事業所または居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談及び助言などの支援を行います。このサービスは、施設や病院に長期入所又は長期入院していた方などを対象に、地域生活を送る上でまず身に着けなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がい者の地域生活への移行を支援します。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。
就労継続支援 (A型)	企業などに就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行をめざします。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対して、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行をめざします。

療養介護	医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に對して、主に昼間おいて病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものと療養介護医療として提供します。このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。
短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとっての休息サービスとしての役割も担っています。

■実績と見込量

サービス名	第4期計画			第5期計画		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活介護	14人	15人	15人	15人	15人	15人
	308人日	333人日	330人日	330人日	330人日	330人日
自立訓練（生活訓練）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
自立訓練（機能訓練）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
就労移行支援	1人	1人	0人	1人	1人	2人
	1人日	4人日	0人日	22人日	22人日	25人日
就労継続支援（A型）	3人	3人	2人	3人	3人	3人
	66人日	66人日	44人日	66人日	66人日	66人日
就労継続支援（B型）	6人	5人	5人	6人	6人	6人
	110人日	96人日	100人日	132人日	132人日	132人日
療養介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
短期入所	0人	0人	0人	2人	2人	2人
	0人日	0人日	0人日	14人日	14人日	14人日

※平成27、28年度は実績、平成29年度は利用実績による見込量。

■見込量の考え方

サービス見込量の算定にあたっては、現在の利用者数、支援学校卒業者数等の新たに見込まれる数、障がい者のニーズ等を勘案し、これまでの計画における実績を踏まえて算出しました。

■見込量確保の方策

日中活動を希望する障がい者のニーズに対応するとともに、日中活動や就労を希望する障がい者の社会参加するための就労移行支援や就労継続支援など、サービス利用対象者の把握と日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。

生活介護については、今後も利用が増えることが予想されることから、近隣のサービス提供事業者と連携を図りながら見込量の確保に努めます。

その他のサービスについても、本町にはサービス提供事業所がないことから、近隣の事業者と連携を図りながら、利用対象者の把握に努めて、適切な支援を行っていきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

■サービスの内容

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間などにおけるサービスを提供することで、障がいのある方の日常生活を一体的に支援します。

■実績と見込量

サービス名	第4期計画			第5期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助 (グループホーム)	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
施設入所支援	10 人	12 人				

※平成 27、28 年度は実績、平成 29 年度は利用実績による見込量。

■見込量の考え方

現在の利用者数と同水準で推移すると見込んでいます。

■見込量確保の方策

地域生活を営む上での居住の場として、地域移行を円滑に進めるため、近隣のサービス提供事業者や圏域市町村と連携を図りながら利用促進に努めます。

(4) 相談支援

相談支援は、生活全般の相談、情報提供、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行うものです。

■サービス内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用申請時における「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、作成された「サービス利用計画」が適切かどうかモニタリングし、必要に応じて見直しを行います。このサービスでは、障がい者の意思や人格を尊重し、常に障がい者の立場で考え、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる要支援します。
地域移行支援	障がい者支援施設などに入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、地域生活に移行するための相談や住居の確保、新生活の準備等の支援を行います。このサービスは、施設入所者や精神科病院からの退所・退院に当たって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がい者の地域生活への円滑な移行をめざします。
地域定着支援	単身などで生活する障がい者に対して、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所又は退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がい者の地域生活の継続をめざします。

■実績と見込量

サービス名	第4期計画			第5期計画		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援	6人	6人	6人	5人	5人	5人
地域移行支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※平成27、28年度は実績、平成29年度は利用実績による見込量。

■見込みの考え方

計画相談支援については、障がい福祉サービスの受給者数やモニタリング回数などを考慮し、算出しました。地域移行支援、地域定着支援は、現在利用者いませんが、今後の利用を見込んで設定しました。

■見込量確保の方策

障がい者の地域生活への移行を支援していくために、関係機関連携によるケアマネジメントにより、対象者にきめ細かく支援するとともに、個々の利用者実情に応じたモニタリングの実施に努めます。

また、医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、退院者・退所者の支援に努めます。

2 地域生活支援事業の見込量と今後方策

(1) 地域生活支援事業の概要

障がいのある人が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができるその他の事業（任意事業）とがあります。

(2) 事業の内容

事業名	事業概要
必須事業	
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動に対し、当事者団体の主体性を尊重し、活動場所や情報の提供などの支援を行う事業
相談支援事業	
相談支援事業	障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供やサービス利用援助などの援助を行う。
地域自立支援協議会	地域における障がい福祉関係者の連携や支援体制を協議する中核的な会議。
相談支援機能強化事業	相談支援事業の適正かつ円滑な実施のため、専門的職員を配置し相談支援機能の強化を図る。
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行う。

成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用など、成年後見制度利用を支援することで障がい者の権利擁護を図る。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的な実施のため組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う。
意思疎通支援事業	聴覚、音声、言語機能の障がいのために意思疎通を図ることに支障のある障がい者の意志疎通の円滑化を図るために、手話通訳者などの派遣を行う。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活の便宜を図るために、日常生活用具の購入費の一部を助成する。
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として手話奉仕員の養成研修を行う。
移動支援事業	屋外での移動、外出が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための移動支援を行う。(通院、通勤、営業活動、長期間にわたる外出支援は除く)
地域活動支援センター事業	障がい者の創造的な活動や生産活動、社会との交流促進など活動の場を提供する。
任意事業	
日常生活支援	
日中一時支援事業	在宅の障がい者を介護している家族が、緊急時や一時的な休息を必要とする際に、障がい者を日帰りで施設に預る支援を行う。

(3) 実績と見込量

事業名	第4期計画			第5期計画		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
必須事業						
理解促進研修・啓発事業	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施
相談支援事業						
相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
地域自立支援協議会	未設置	未設置	未設置	1箇所	1箇所	1箇所
相談支援機能強化事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

成年後見制度利用支援事業 (実利用者数)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業 (実利用者数)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
日常生活用具給付等事業						
排泄管理支援用具 (給付件数・実利用者数)	33件	27件	27件	7人	7人	7人
手話奉仕員養成研修事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
移動支援事業 (実利用者数・実施箇所数・時間数)	4人	4人	6人	6人	6人	6人
	6箇所	6箇所	7箇所	98時間	98時間	98時間
地域活動支援センター事業 (実施箇所・実利用者数)	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
その他の事業 (任意事業)						
日常生活支援						
日中一時支援事業	0人	1人	3人	3人	3人	3人

※平成 27、28 年度は実績、平成 29 年度は利用実績による見込み量。

■見込量の考え方

平成 27 年度から平成 29 年度の実績を踏まえ、毎年度の伸び率を勘案して、成 32 年度を見込んでいます。

(4) 見込量確保の方策

①理解促進研修・啓発事業

障がい者に対する理解を深めるための講習会等の実施に努めます。また、広報や町ホームページなどを活用し、地域住民に対する啓発等に努めます。

②自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

③相談支援事業

ア) 相談支援事業

地域福祉センター内に相談窓口を設置し、保健師や社会福祉士等の専門職とも連携を密にしながら、障がい者やその家族の相談支援を行っていきます。

イ) 地域自立支援協議会

置戸町地域ケア会議において地域自立支援協議会を設置し、医療、介護、

福祉等の関係機関や地域住民の代表者等を構成する全体会議や実務者レベルによる専門部会において連携を図りながら地域の障がい福祉を充実させます。

ウ) 相談支援機能強化事業

地域の相談支援の拠点として、北海道総合相談所や保健所、あるいは児童相談所等の専門機関や「北見市子ども総合支援センターきらり」との連携を図りながら、相談支援体制の充実に取り組みます。

エ) 住宅入居等支援事業

関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく「オホーツク相談センターふくろう」と連携しながら対応していきます。

④成年後見制度利用支援事業

これまでの利用はありませんが、今後、福祉施設及び病院からの地域移行を促進する上で、ニーズの増加が考えられます。潜在的なニーズを把握するとともに、本事業が必要とされる利用者への情報提供を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

法人後見の実施を予定する団体からの要望や、市民後見人の養成等の動向をみながら、後見業務を適正に行うことができる体制の整備に努めます。

⑥意思疎通支援事業

適切なサービスを利用できるように情報の周知を図り、サービスの利用を促進します。手話通訳者の派遣事業については、北海道ろうあ連盟に委託し、円滑な事業を実施します。

⑧日常生活用具給付等事業

日常生活用具の利用希望者の把握に努め、サービスを必要としている重度の障がい者に適切に用具が給付できるよう、情報提供に努めます。また、事業者に対しても情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

⑨手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援事業の実施により体制を整え対応しますが、手話通訳の利用者の増加により意思疎通支援事業での対応が困難となる場合には、研修事業の実施を検討します。

⑩移動支援事業

障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、移動支援事業の周知を図ります。事業者に対して、障がいの状況やニーズなどの情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります

⑪地域活動支援センター

NPO法人くらしサポートたちつてとが運営する障がい者等拠点施設を基本に、支援を必要とする人のニーズに応じた事業展開ができるような環境整備に取り組みます。

⑫日中一時支援事業

利用を促進するため事業の周知を継続して行い、障がい者が安心してサービスを受けることができるよう環境整備を進めます。

3、障がい児支援サービス

障がい児支援の提供体制の推進を図るため、国の基本指針の趣旨を踏まえ、障がい児支援の見込み量と確保の方策を設定します。

(1) 基本的な考え方

障がい児支援については、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図り、当該計画に沿った取り組みを進めます。

居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援（障害児通所支援や障がい児相談支援等）等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図ります。

なお、障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成のための発達支援に努めます。

■サービス内容

サービス名	内 容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、集団・個別療育を行う必要がある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う。
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、肢体不自由の障がい児に対して児童発達支援及び治療を行う。
放課後等児童デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学していて、授業の終了後や休業日に支援が必要な障がい児に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流などを行う。
保育所等訪問支援	保育所等の児童が集団生活を営む施設を訪問して、専門的な支援が必要な児童に、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。

障がい児相談支援	<p>障がい児支援利用援助は、障がい児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行う。</p> <p>継続障がい児支援利用援助は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行う。</p>					
----------	--	--	--	--	--	--

(2) 実績と見込量

サービス体系	第4期計画			第1期計画		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
児童発達支援	12人	12人	10人	10人	10人	10人
	60人日	60人日	50人日	50人日	50人日	50人日
医療型児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
放課後等児童デイサービス	1人	1人	4人	5人	5人	5人
	15人日	15人日	30人日	25人日	25人日	25人日
保育所等訪問支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
障がい児相談支援	2人	2人	2人	4人	4人	4人

※実績は第4期障がい福祉計画における見込量とし、平成27、28年度は実績、平成29年度は利用実績による見込量。

■見込量の考え方

平成27年度から平成29年度までの実績を踏まえて、支援学校を卒業する児童の人数を勘案し、平成32年度までを見込んでいます。

(3) 見込量確保の方策

障がい児通所支援等については、障がい種別や年齢のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。

子どもの成長を支えるため、障がいのある子ども・療育を必要とする子どもへ

の支援には、乳幼児の療育相談や就園・就学相談、学童期の相談体制等についての充実を図るため、児童発達支援センターの役割が欠かせませんが、本町単独の設置は困難なことから、引き続き、地域の「センター」的役割を担う北見市子ども総合支援センターきらりや関係機関等との連携により支援の確保に努めます。

障がい児の自立支援に向けた相談、助言及び協議の場として置戸町地域ケア会議を活用し、各種サービスの総合的な調整と包括的支援体制の推進を図ります。

また、障がいの早期発見、早期支援を促進し、発達支援が必要な子どもに対して発達段階に応じて一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行い、段階ごとに関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行う体制を整備します。

①児童発達支援

現在、北見市子ども総合支援センターきらりにおいて実施していますが、今後も利用者の増加が見込まれているため、関係機関と連携し、保護者のニーズや児童の障がいの特性に応じて支援を行います。

②医療型児童発達支援

現在、利用実績はないことから、本計画期間における利用は見込んでいませんが、医療的ケア児に対する総合的、包括的支援の提供を図るために近隣市町や圏域との連携により実施体制の確保に努め、必要に応じて対応します。

③放課後等児童デイサービス

現在、近隣市の事業所において実施しており、今後も、近隣市町や圏域と連携し、実施していきます。

④保育所等訪問支援

現在、利用実績はないことから、本計画期間における利用は見込んでいませんが、関係機関との連携等により実施体制の確保に努めます。

⑤障がい児相談支援

町外の2事業所を軸に、サービス利用計画の作成を順次進めています。相談支援体制の充実を図るため、町専門職員の研修の充実に努めます。

(4) 発達障がい児支援の具体的な取り組みの方向性

①早期発見体制の充実

発達障がいのある児童（発達障がいの疑いのある児童を含む。）ができるだけ早期に発見し、家族も含めて、特性に応じた適切な支援を早期に受けることができるよう取り組みます。

【現状と課題】

1歳6か月児・3歳児健診は、発達障がいの早期発見の機会として大きな役割を担っており、健診の精度を高めることが必要です。

一方、発達障がいの早期発見のためには、健診だけでは十分と言えず、日常生活における適応状況の観察などで保護者や認可保育所等の保育士などの気づきも非常に重要であることから、発達障がいに対する正しい理解を深める必要があります。

【取組の方向性】

ア) 発見の精度の向上

健診における問診等で、専門的とされる指針・問診票との整合性を検討し、より精度の高い早期発見に努めることが必要です。

イ) 気づきの機会の充実

子どもの日常の気になる行動や様子を見過ごさないよう、保護者や認可保育所等の保育士などの発達障がいに関する理解が必要です。

【今後の対応】

○健診に関わる専門的な指針・問診票について、保健師や関係職員が関係機関の協力を得ながら研究や研修し、健診の精度向上を図ります。

○発達障がいに対する関心と理解を深め、今後の気づきにつながるよう、健診相談、イベント等の機会を捉え、発達障がいに関する情報提供を積極的に推進します。

②相談・支援体制の充実

相談支援及び発達支援においては、発達障がい児に対し、発達段階に沿った支援と同時に、発達障がい児を持つ家族も含めた包括的な支援が必要なことから、関係機関との連携を強め、支援体制整備の推進を図ります。

【現状と課題】

保育所等において発達障がいが認識されることも少なくなく、保護者に対する丁寧な説明と心理的な支援が必要です。

保護者にとっては、子どもの発達への不安や育児の困難を感じつつも、障がいを受容できない保護者は少なくありません。さらに、発達障がいのある保護者は、悩みや不安をどこにも相談が出来ず抱えこんでいる場合が多く、周囲から孤立してしまうことがあります。こうした行き場のない保護者に対する支援策も求められています。

【取組の方向性】

ア) 相談・支援の充実

支援の入り口としての相談業務の場は、専門機関ではなく、身近なところで誰でも気軽に受けられる窓口が必要であり、そして、受けた相談を着実に療育等の適切な支援へつなげていくことが必要です。

イ) 保護者支援の充実

発達障がいのある子供を子育てる保護者の不安軽減のため、講演会等の情報提供や保護者間の交流の機会の拡大が必要です。

【今後の対応】

- 保護者が希望すれば、継続的に専門的なスタッフとタイムリーな相談ができる相談体制の整備を行います。
- 実態把握や支援の具体的な内容や支援の見通しを示すことで、保護者が安心して子育てができる相談体制の充実を図ります。
- 保護者間の相談機能充実や交流などにより、保護者の精神的苦痛の緩和につなげます。

③ライフステージを通じた継続支援体制の強化

各ライフステージにおいて、その人の特性に応じた適切な支援を一貫し切れ目なく受けることができるよう、継続した支援体制の強化に取り組みます。

【現状と課題】

ライフステージの移行や担当者の変更が起きても、すべての子どもに一貫性と継続性のある支援が保障されているとは言い難い状況にあります。

【取組の方向性】

ア) 関係機関の情報共有の強化

一貫した支援を確保する観点から、児童の乳幼児期の実態や支援の情報を次のステージにスムーズに引き継ぎ、個々の特性に配慮した適切な支援が受けられるシステムの構築が必要です。

イ) 支援に係る人材の育成

特別な支援を必要とする児童生徒に対する人的支援のため、人材の育成と確保により、支援の質の向上が必要です。

【今後の対応】

- 乳幼児期から発育状況、診断結果、療育支援の状況などの情報を関係支援機関に的確につなげていくシステムの確立を図ります。
- 発達支援を要する児童生徒ひとり一人の能力や特性に応じた指導・支援に

について、教諭等が共通理解のもと特別支援教育を推進できるよう努めます。
○教育と医療、福祉等の関係機関が連携した支援体制づくりを推進します。
○様々な研修等を通じて、支援に関わる職員の資質向上を図るとともに、量的確保に努めます。

④普及・啓発の充実

発達障がいという言葉は、以前より知られるようになったが、発達障がい児に対する正しい知識や理解はまだ十分ではないため、発達障がいに関する正しい知識や理解を深めていくことが必要です。

【現状と課題】

一般町民を対象とした情報発信や普及啓発活動がほとんど行われていない状況にあることから、発達障がいに関する理解促進のための情報発信や普及啓発について、継続的な取り組みが必要です。

【取組の方向性】

ア) 講演会等での普及・啓発

発達障がいの理解に向けた普及啓発講演会及び支援者育成のための研修会等の取り組みを行います。

イ) 啓発パンフレット等の配布

国や道が作成する発達障がい理解のための啓発パンフレット等を配布します。

【今後の対応】

○子育て世代の保護者に対し、子どもの発達や関わり方などについて学べる機会の充実に努めます。
○発達障がいに対する正しい知識や理解のため、関係機関が連携し普及を目的とした講演会等の開催に取り組みます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の着実な推進を図るために、行政関係機関をはじめ、圏域市町村、社会福祉法人やNPO法人、そして地域が互いに連携・協力しながら、推進体制づくりを進めています。

また、町民の障がいや障がい者に対する理解を深め、障がいのある人が自らの意思で障がい福祉サービスを利用しながら自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、各種障がい福祉サービス等について、町広報やホームページ等を通じて適切な情報の提供に努めます。

2 人材の確保・資質の向上

(1) 専門職員の確保

障がい者等の安心した生活や家族の負担軽減を図るために、施設や制度設計だけではなく、そのニーズを的確に把握し適切な相談支援を行うために専門職の確保が重要となります。

町における人材の確保や職員の研修参加促進のほか、関係団体や事業所においても人材の確保、資質の向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行うなど連携を強化しながら取り組んで行きます。

(2) 職員等の資質向上

障がい者等のニーズや、それに対応する各種障害福祉サービス等の制度内容が複雑・多様化していることから、各種研修へ積極的に参加し、障がい者等に対する行政職員の資質あるいは福祉意識の向上に努めます。

3 計画の点検・評価

計画の達成状況について、少なくとも年1回、置戸町地域ケア会議全体会議に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成状況や計画の推進していくための方策について意見・提案などを受け、計画の施策に必要な事業の検討を行います。

また、必要に応じ計画を見直していきます。

第5期 置戸町障がい福祉計画
第1期置戸町障がい児福祉計画

平成30年3月発行

編集・発行

置戸町地域福祉センター
北海道常呂郡置戸町字置戸 246 番地の 3
電話(0157) 52-3333